

令和2年7月21日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和2年7月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社C Y S B (法人番号: 5430001056373) 代表者 名取はるか
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区花畑4-37-2フラワーパレス111号 (千葉営業所) 千葉県成田市前林612-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 140日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第9条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和元年8月28日及び令和元年9月4日並びに令和元年9月25日、区域拡大を行ったことを端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)営業区域外旅客運送(運送法第20条)、(3)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(4)疾病のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(5)乗務等の記録の記録事項不備(運輸規則第25条第2項)、(6)運行指示書の記載事項不備(運輸規則第28条の2第1項)、(7)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)報告義務違反(運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 14点 当該事業者の累積点数 18点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)